

「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)(案)」 の骨子

1. 基本的考え方

我が国の会計関係者が中長期的な展望を共有した上で、国際会計基準(IFRS)の取扱いを検討する必要。その際、IASCF(*)のガバナンス改革の状況や米国をはじめとする国際的な諸情勢等の状況変化に応じ柔軟な対応が重要。

* 国際会計基準委員会財団。IFRSの設定主体であるIASB(国際会計基準審議会)は、IASCFの内部組織。

2. IFRS適用に向けた課題等(主なもの)

- ① G20共同声明やFSF等へのIASBの対応や米国の(新政権における)対応を含む諸情勢の見極め
- ② IFRSに対する実務の対応、教育・訓練
- ③ IFRSの設定におけるデュー・プロセスの確保やIASCFのガバナンスへの我が国の関与の強化
- ④ XBRL(*)のIFRSへの対応

* 財務情報の分析・加工等を容易にするコンピュータ言語。我が国では、2008年4月以降に開始する事業年度より、我が国開示企業(日本基準)にXBRLの使用を義務付け。

3. IFRSの具体的な適用方法

(1) 任意適用

例えば、2010年3月期の年度の財務諸表から、国際的に財務活動を行っている上場企業又は市場において十分周知されている一定規模以上の上場企業等の連結財務諸表に、任意で適用を認めることが考えられる。ただし、時期・適用対象企業とも、上記IASCFのガバナンス改革の状況や国際的な諸情勢等を見極めた上で判断する必要がある。

(2) 将来的な強制適用の是非

強制適用の是非の決定は現時点では行わない。

なお、一つの目途として2012年に判断することが考えられるが、上記2.の諸課題の達成状況やIFRSの適用状況等を確認する必要があることから、判断時期は、前後し得る(判断時期は、将来決定)。

仮に強制適用する場合の開始時期は、判断時期から十分な準備期間(少なくとも3年間)を確保することが考えられる。

(注) 仮に強制適用する場合の適用対象としては、上場企業の連結財務諸表が考えられるが、いずれにせよ、強制適用判断時点で改めて検討。